

- 日時：2021（令和3）年8月25日（水）午後2時～4時
- 開催方法：新型コロナウイルス感染症予防の観点から、WEB 会議システム（Zoom）を使用して実施
- 出席者
 - (1) 委員：10名（中川委員（会長）、石元委員（副会長）、阿久澤委員、太田垣委員、上玉利委員、木村委員、高尾委員、武本委員、友永委員、朴委員）
 - (2) 事務局：7名（協働部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課4名）
 - (3) 関係課：4課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、人材育成担当）
 - (4) 関係団体：尼崎人権啓発協会：橋本常務理事
- 傍聴者：0名

議事(1) 計画の進捗確認・評価シート案について

会長：それでは、本日の議事の1、「計画の進捗確認・評価シート案について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：——資料に基づき説明——

また、事前に友永委員から意見をいただいているため、簡単に説明する。評価対象の項目の選定基準については、市で実施している約130の人権に関する事業からダイバーシティ推進課が所管課に聞き取りを行ったうえで掲載する事業を選定する予定としている。

シートへの予算（決算）の掲載については、ゼロ予算の事業や予算規模が莫大であり人権に関する取組に関する金額のみを抜き出すことが難しい事業もあるため、事業ごとに検討する予定である。

シートの記載については、ダイバーシティ推進課が所管課に聞き取りを行ったうえで作成し、関連する審議会がある場合は必要に応じて連携を行う予定である。

審議会での審議は来年の6月頃を予定しているが、素案については事前に委員の皆様と共有する予定である。

会長：何か意見等あるか。

委員：成果と課題が同じ欄に記載されており、分かりにくい感じがする。

例えば、取組状況の欄に縦軸を設けて成果を左、課題を右に書いていく方が良いのではないか。

もし、成果と課題がはっきりと分けられるのであれば、横軸を設けて成果を上、課題を下に書いても良いと思う。

また、審議会意見の欄をもう少し広げてはどうか。

事務局 : ご意見いただいたように、横軸を設けて成果と課題を分けて記載する案は事務局でも検討していたが、複数の事業を記載する際に場所が離れてしまい一覧性が失われるという観点から資料のとおり作成していたところである。

縦軸を設けるということと、審議会意見の欄を広げるということについては、その方向で検討を行う。

会長 : 成果と課題については、縦の点線で分けても良いと思う。

また、今後の取組については、成果があるので記載しないというわけではなく、成果を受けてさらにどう取り組んでいくかということも含まれているため、その点留意されたい。

事務局 : 承知した。

委員 : どのような課題があり、その課題に対してどのように取り組んでいくかという洗い出しが重要である。そのこととも連動するが、予算措置が取れるかどうかは記載できるのであれば記載して欲しい。

事務局 : 記載が可能なものについては触れるようにする。

委員 : これをこの場で確定させるのではなく、一度記入されているものを見た上で改善点を出し合う機会があったほうが良いと思う。

事務局 : 案がある程度出来てきた段階で、委員の皆様にも一度見ていただき、ご意見いただければと思う。

委員 : 朴委員からの意見で予算も記載を、という話があったが、決算についても記載されていたほうが良いと思う。

事務局 : このシートに記載する取組については、事務事業ベースのものもあれば、指定管理事業のような施設管理の側面や人権啓発の側面も併せ持つ大きな事業もあり、必ずしも予算や決算と取組の成果が直結しないようなものも含まれる予定である。

よって、全ての取組に予算額や決算額を記載できるかどうか現状ではお答えできないが、可能なものについては記載する方向で検討する。

議事(2) 公益社団法人尼崎人権啓発協会と尼崎市との関係性について

会長 : それでは、本日の議事の2、「公益社団法人尼崎人権啓発協会と尼崎市との関係性について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局 : ——資料に基づき説明——

会長 : 何か意見等あるか。

委員 : そもそもこの議題について審議会で議論する意味は何か。

事務局 : 昨年、尼崎人権啓発協会に対する補助金について監査があった。

その中で、市と協会との関係性、市は何をすべきで、協会は何をすべきかという点が不明瞭であり、協会に対する事業委託・補助について整理しきれていない、という旨の指摘を受けた。

この指摘を受け、審議会の意見を伺いたいという趣旨で今回議題として挙げているものである。

委員 : 市が人権施策を進めていくにあたり、市ではできないこと・難しいことを人権啓発協会にお願いするという、いわゆる住み分けを整理したいということだと思うが、事務局の説明でそれがはっきりしたかということ、そうではないと思う。約7700万円ものお金が動いているわけなので、このお金がどのように動いているのかを見ないと審議が難しいと思う。

事務局 : 朴委員のご意見のとおり、今日のこの場で市と協会の関係性について明確な答えを貰うのは難しいと考えている。

議題1でも触れたが、計画の進捗確認を行うために、人権に係る事業についての取組・成果について審議会で報告する予定としており、人権啓発協会に対する補助金についても、その1つとする予定としている。

その中には予算や決算も含まれ、審議会の意見も受け、透明性のある、そして効果的・効率的な人権啓発が行われる仕組みを作りたいと考えていたところである。

委員 : 人権に係る取組を全て市が行うというのではなく、地域での啓発については専門的な知識があったり、経験を有している人権啓発協会に委託なり補助を行う方が効率的に予算が執行できる。そういった説明を市民に対してできるように整理しておいた方が良いと思う。

委員 : 市が人権啓発協会に複数の事業を委託しているという話であるが、委託業者の選定はどのように行っているのか。

事務局 : 尼崎人権啓発協会は、尼崎市民への人権啓発に特化した公益社団法人であり、知識や経験を豊富に有しているなどの理由から、人権啓発に関する事業については随意契約を行っている。

一方で、地域総合センターの指定管理者事業についてはプロポーザル方式により契約を行っている。

会長 : 人権啓発協会の決算額を見て明らかなおお、市からのお金が圧倒的に多くなっており、疑問に思う市民が出てくるかもしれない。

そうすると、協会設立の歴史的経緯もあるが、これまでのような同和問

題を中心とした啓発ではなく、その他の人権問題も含めた幅広い啓発をより進めていく必要があると思う。

啓発の進め方等についてはまだまだ議論していかなければならないが、改めて市と協会の関係性について整理したいとのことなので、他にも意見があれば願います。必要であれば意見書を出すこととする。

- 委員 : 意見書について、様式はあるのか。
- 事務局 : 本日出たご意見の趣旨を反映したたたき台を事務局で作成し、会長と調整した上で委員の皆様へ報告し、完成という流れにできればと思う。
- 委員 : 例えば指定管理事業や同和問題に係る研修など高度な知識が必要なものや、これまで人権啓発活動を実施してきた実績に基づく地域との繋がりなどは尊重すべきところであると思うが、例えば国際交流や外国籍住民の人権、女性の人権など、全てを人権啓発協会でするわけではないと思う。そのため、足りている部分や足りない部分、市内にある人材や団体といったリソースをコーディネートする人や場、組織なのか現時点では分からないが、必要だと思う。
- 事務局 : もちろん、人権啓発協会が全てを行うことは難しいと考えており、市と歩みを共にすることはもちろんのこと、協会の役員には現在同和問題だけではなく、多種多様な団体から参画いただいているところである。
ご意見いただいたような、リソースを活用するためのコーディネート機能の充実についても意見書の内容に盛り込んでいただければと思う。
- 委員 : 役員を選出部門が同和問題に限定されていないというだけではなく、多様な人権問題の啓発のために、様々な団体との協議の場が必要ではないか。
- 事務局 : 例えば、映画上映事業について、どのような映画を地域で上映しようかという検討を協会内部だけで行っているわけではなく、関係所管課や関係団体等が集まって検討を行っているという部分もある。
そのようなネットワークの強化は今後より一層求められていくこととなると思う。
- 委員 : 協会への委託事業を見ると、映画上映業務以外は最近始まったものが多いように見受けられるが、これは協会内部でのスクラップ&ビルドを繰り返し、事業の精査を行っているという解釈で良いか。
- 事務局 : 協会の経営基盤の安定を図るため、2015(平成27)年頃に協会のあり方を整理し、当時は市で行っていた事業で協会が行った方が効率的に行うことができるものについては事業委託を開始したという経緯がある。
- 委員 : そうすると、以前は補助事業が中心だったということか。
- 事務局 : そうである。
- 委員 : 協会決算額について、市委託料収入の大半が指定管理受託事業になっており、同事業の性格に鑑みると、項目を独立したほうが見やすいと思う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 人権問題に関する調査及び研究や相談事業については、補助事業の中に

入っているのか。

事務局 : そうである。

また、相談事業については今年度協会で新たに臨時職員を雇用し、協会として取組を進めているところである。

委員 : そうであれば、協会の事業内容としても項目を挙げておいた方が良いと思う。

事務局 : 承知した。

委員 : やはり、協会が同和問題を中心として活動してきたというイメージが強いと思う。人権問題が多様化してきているため、同和問題以外に協会がどのように取り組んできたのかということのアピールすることも必要であると思う。そうしないと、多様化する人権問題に協会がどこまで対応できるのかという点に不信感を持つ市民が出てくるかもしれない。

会長 : 阿久澤委員の意見とも関連するが、協会の理事には様々な団体の方が参加されているので、その方々をどうコーディネートするか、また、その方々が専門とする人権問題をまとめて見て、今後の事業計画をきちんと立てることが重要であると思う。

事務局 : 仰るとおりである。

委員 : かつて、大阪市でも似たような状況があったと記憶しているが、委託事業をひとくくりにして委託とすると内容が見えにくい。現在委託している6つの事業がそれぞれどのような事業内容で、いくら予算が必要であるかということ整理すると補助金で行うべき事業、委託を行うべき事業の線引きがわかりやすくなり、市民にも理解が得られやすくなるのではないかと思う。

事務局 : 6つの事業をまとめて委託しているわけではなく、委託事業にはそれぞれ仕様書を作成しており、それぞれの予算・決算額も把握している。

ただし、これらを委託すべきか補助すべきなのかという区分整理が曖昧であるということが監査の指摘であり、それを整理するうえで市と協会の関係性・役割分担を明確にする必要があるという課題認識があるため、今回審議会の意見を聞かせていただいている次第である。

会長 : 審議できる時間も限られているため、意見書を出すにあたり、市として具体的にどのような意見を求めているのかについて具体的な項目を整理して委員に共有して欲しい。

また、人権啓発協会の常務理事が考えている課題についても共有して欲しい。

事務局 : それは今答えられる範囲でということか。それとも、後日文書でということか。

会長 : 可能であれば今でも良いが、時間の関係もあり、すぐに準備できないことも多いと思うため、後日文書で頂ければ良いのではないか。

事務局 : それでは、協会と調整し、委員の皆様に提示させてもらう。

橋本常務理事： 委員の皆様から頂いたご意見については真摯に受け止めたいと考えている。時間が限られているため、協会の細部まではお話できないが、これまでで出たいいくつかのご意見にはお答えできる。

協会は公益社団法人であるため、兵庫県には公益法人としての予算・決算並びにその中身の事業内容についても報告をしており、併せて市にも報告をしている。

また、2017(平成 29)年から協会内部で事務事業評価をしており、受託事業のそれぞれについて事細かに事業評価を行っており、市にも提出をしているところである。

なお、指定管理事業を受託するまでは公益事業のみを実施していたが、同事業を受託し、収益事業も実施しており、もちろんのこと県にも報告を行っている。

限られた時間の中での説明であったため、分かりづらい箇所もあったと思うが、今後も尼崎市が人権行政を行う上でのパートナーとして啓発事業を実施していきたいと考えている。

議事(3) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画推進に向けた実態把握について

会長 : それでは、本日の議事の3、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画推進に向けた実態把握について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料に基づき説明——

会長 : 事務局から説明のあった資料について、懇話会のファシリテーターとして会議に参加している石元委員からなにか補足があればお願いします。

委員 : 2002(平成14)年に同和対策事業が終了する前までは、同和地区生活実態調査が各地で実施されてきたわけであるが、現代においてもそのような調査ができるかという点と当然できない。

よって、事務局から説明があったように国勢調査と聞き取り調査の二本立てでやろうということになった。

つまり、新たに大規模な調査を行うのではなく、既存の国勢調査の回答結果を用いて、旧同和対策事業対象地区と尼崎市の平均、全体を比較するなどしてどのような課題があるのかを見ていく。

ただし、国勢調査は調査項目が限られているため、これを補足するようなかたちで聞き取り調査を行おうと考えている。

聞き取り調査については9月頃から開始できればと考えていたが、コロナの影響もあり、なかなか関係者が集まって話ができておらず、予定より遅れている状況である。

委員 : 調査に取り掛かるのは今年度中を予定しているということか。

事務局 : そうである。

委員 : 国勢調査について、2010(平成22)年までしか書かれていないが、2020(令和2)年の結果は使えないのか。

委員 : 資料のうち、点線で囲んでいる部分は大阪市の調査についてであり、尼崎市の調査では2020(令和2)年のデータを活用する予定である。

委員 : 対面の聞き取り調査についてであるが、尼崎市は6地区に分かれ、地域や年齢層、性別等がまんべんなく分かれるように調査を行う工夫が必要であると思うが、そのあたりはどのように考えているのか。

委員 : 対象者について、無作為に抽出し、調査を行うという手法をとることはできないため、まずは調査に協力してくれそうな世帯の名簿を作ろうと考えている。名簿の作成に当たっては、友永委員のご意見のとおり、できるだけ性別や年齢等まんべんなく広い対象になるように考えている。

委員 : 聞き取り調査の中身は被差別体験か。

委員 : 調査項目については、現在関係者と検討中であるが、結婚に際した被差別体験などを考えている。

委員 : 了解した。

橋本常務理事 : 事前に友永委員から調査の実施時期や聞き取り調査の内容などを説明して欲しい旨のご意見を頂いていたため、私からも補足させてもらう。

この実態把握については、人権啓発協会の事業の1つである調査研究事業として是非とも市に協力したいと考え、これまでも市とともに検討を進めてきた。

その中で、地域の代表者に集ってもらいワーキング会議を開催し、また、懇話会においてワーキング会議の結果報告等を行っている。

ワーキング会議を開催するにあたり、石元委員とも意見交換を行っており、調査の目的をはっきりさせること、調査に当たっては部落差別解消推進法の附帯決議に触れないように手法を慎重に検討すること、地区の実態に合わせて対象者を検討すること、といった大きく3つの意見をいただいた。

ワーキング会議では調査の役割分担や目的を確認し、時期を検討した。ただし、コロナの影響により会議開催が難しくなかなか開催できていないという状況がある。

聞き取り調査については、地域に精通した方を調査員として実施したいと考えており、内容についてはまだまだ固まっていないが、過去に山本登先生、中川喜代子先生が実施された際の調査項目を参考として、現代において実施できる範囲を検討している。

現時点の想定としては6つの柱を考えており、一つ目は世帯及び世帯状況について、二つ目は住宅状況と住環境について、三つ目は就業状況と雇用条件について、四つ目は健康状況と生活状況について、五つ目は就学状況と教育について、六つ目が差別の認識と非差別体験、というように考えている。また、七つ目は自由記載欄として同和問題や人権問題について日ごろ感じておられることなどを基本に聞き取りをしようというふうを考えている。

先ほども申し上げたが、これはあくまで現時点での構想であり、今後ワーキング会議や懇話会で意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

また、審議会委員の方々にもお知恵を貸していただければ幸いである。

- 委員 : 調査の実施主体はどこになるのか。
- 事務局 : 実施主体は市であり、協会と共催で実施するものである。
- 委員 : 現在行おうとしている調査というのは同和問題に関する調査であるが、真に人権文化いきづくまちづくり計画を推進するのであれば、同和問題だけではなく、他の問題についても実施しなければならないと思うのだが、それはどう考えているのか。
- 委員 : 大事な意見であると思う。今回は同和問題に関する調査であるが、例えば女性の問題や障害のある人の問題についても実態を把握しなければならないというスタンスを審議会としてとっておく必要があると思う。具体的な整理は会長なり、市なりでお願いしたいが。
- 事務局 : 計画には女性や障害のある人、子どもの問題などが掲げられており、そ

れぞれについて所管課があり、審議会も設置されているものもあり、実態を把握するための調査も行っている。

同和問題についてはダイバーシティ推進課が所管課であるため、当課が行うものであるが、同和問題についてのみ取り組んでいけば良いというものではなく、全ての人権問題について実態を把握する必要があるという大前提については当然認識しており、そのような意図で計画にも記載をしているものである。

- 委員 : 外国籍住民については尼崎市で調査を行ったことがあるのか。
- 事務局 : 外国籍住民に特化した調査については現時点ではできておらず課題であると認識している。
- 会長 : 様々な人権問題についてはそれぞれ担当の課があると思うが、どのように実態を把握しているかについてはまとめておいた方が良いと思う。
- 会長 : 国勢調査のデータを利用するということであるが、データの提供については既に総務省に申請しているのか。
- 事務局 : 手続の方法については調べているが、申請はこれからである。
- 委員 : 簡易調査は5のつく年に実施されており、大規模調査は0のつく年であり、要は2020(令和2)年の調査データのみを分析してもあまり意味がなく、過去のデータと比較し、例えば転出が市内なのかどうかなど、きちんと追っていた。たつの市が実施した調査は1200もの調査票を配布し、300しか回収できなかった。その調査では、家族の中に転出した人がいるかどうかというような質問をしており、実態が正確に把握できずあまり意味がない。

国勢調査を活用するのであれば、1つの調査データのみではなく、その前などのデータと合わせて分析し、その変化を追った方が良い。

聞き取り調査についても、地域の実態をしっかりと把握したいのであれば、どのように対象者を抽出するのかが問題になってくると思う。どのような年代層のどのような性別の人たちがどのような職業背景を持って生活しているのということを把握し対象者を選定しないと、あまり意味のない結果になってしまう。

最近、龍谷大学が行った京都の崇仁地区に関する良い聞き取り調査の報告書 (<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/archives/001/202008/崇仁プロジェクト報告書.pdf>) をいただいたのだが、啓発や記録を残そうということに重点を置いている調査であり、様々な年代の様々な経験を経て地区に流入してきた人の聞き取りなどもあり、どのような暮らしをしてどのように生き延びて、どのような仕事をし、そして苦勞して生きていく中に、周囲の人とどのような環境を作ってきたかということがはっきり出てくるものであった。この調査は病気の有無や、家の間取り・広さなどを聞いていた昔の実態調査とは全く異なるものであるが、その人のライフストーリーをしっかりと聞いており、啓発に活用するうえで非常に良い調査である。

先ほどの人権啓発協会常務理事の説明では、そのような聞き取り内容ではなかったため、啓発に活用するうえでいきてくるかはやや疑問が残る。もっと対象者のライフストーリーの全体像が見えるような調査にすべきであると思う。

聞き取り調査の手法についても、数をとれるのであれば、ただ単にインタビューをするよりは、フォーカスグループディスカッションのような方法をとった方が効率が良く、多くの人たちが互いに話し合い、一人では気付かなかったこともどんどん話してくれる。ただし、被差別体験などを聞く際には向かないかもしれないが。

会長 : 被差別体験はもちろんのこと、具体的にその人がどのように生きてきたか、どのような仕事をしてきたか、ということを中心に聞き取りをして欲しい。なぜ、聞き取りを行うかという本来の目的に即して、調査のあり方について考えていただきたい。

委員 : 聞き取り調査については、どれぐらいの数を、誰が聞き取りをする想定なのか。市の職員がやるわけではないと思うが、専門家を雇うとなると費用がかかるがそのあたりはどう考えているのか。

橋本常務理事 : 調査員については、地域の実情に精通している者に協力をお願いしている。名簿作りもそうであるが、デリケートな問題であるため、外部の人間に任せるとトラブルが起こりやすいと考えている。

あくまでも市の事業であるため、調査に当たっては市にも協力して欲しいとお願いしているところである。

費用については、人権啓発協会の調査研究費から捻出をし、支払う予定としている。

議事(4) その他

会長 : 事務局から何かあるか。

事務局 : 事前に友永委員から「人権文化いきづくまちづくり計画」「じんけんまなぶ本」についての市民の反応について質問をいただいているため、簡単に説明する。

計画等を6月に策定し、まだ数か月しか経っていないが今後様々な意見をいただけると思うため、現状での一例であるが、PTA 連合会の会長からは、この「じんけんまなぶ本」がとても使いやすく分かりやすいため、ぜひPTAの学習会で使いたいというようなお声掛けであったり、尼同協の学習会においても、「じんけんまなぶ本」をぜひ使っていきたいというお声掛けもあった。また、個別的な知り合いの方からFacebook等々を通じ、「じんけんまなぶ本」を見たが、内容もすごく分かりやすく、このような計画が尼崎にできたんだということがよく分かります、というような評価もいただいている。逆に、批判のようなご意見は今のところ届いていない。

事務局 : 特段の事情がない限り今年度の開催は今回で最後であり、次回は来年の6月に開催予定である。

議題2で取り扱った尼崎人権啓発協会と市の関係性に関する意見書については、今回いただいたご意見をもとに事務局でたたき台を作成し、会長と調整したうえで委員の皆様にもご確認いただければと思う。

なお、12月末ごろを目途に市内部で計画に関連する事業の照会を行い、それを受けて進捗確認シート案の確認作業をさせていただきたいと思う。シート案についても、今後様々手が入るかと思うので、委員の皆様にご意見いただく機会があればメール等々で周知を図りたいと思っているため、ご協力のほどお願いします。

会長 : それでは、これをもって、2021(令和3)年度第2回人権文化いきづくまちづくり審議会の全体会を閉会する。

以上

審議会後、今後の進め方について中川会長からご意見いただいた事項

- (1) 尼崎人権啓発協会と市の関係性に関する意見書について、事務局と会長で調整のうえ具体的な項目を整理した資料及び意見書案を作成し、各委員にご確認いただくこと
- (2) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画の推進に向けた実態把握について、次の各号に掲げる資料を各委員に提示したうえで審議会を再度開催する。
 - ① 計画第2章に掲げる人権問題について市で実施した調査等に係る実績一覧
 - ② 聞き取り調査のより具体的な方向性
 - ③ 和歌山県や大阪市で実施した、国勢調査を活用した実態把握に係る報告書

以上